

ランドヌール・ジャポン会則

目次

会則補足事項 2004 年 11 月 10 日

会則 2004 年 10 月 30 日

細則 2004 年 10 月 30 日

【会則補足事項】2004/11/10

「ランドヌール・ジャポン」の名称については、商標登録がある個人により出願されていたことが、総会終了後判明した。

そこで名称関係のトラブルを避けるために、2004年11月10日の役員会審議により、暫定的に「オダックス・ジャパン」と改称する。

正式名称については次期総会の審議事項とする。

ランドヌール・ジャポン会則

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、ランドヌール・ジャポン(＊)(Randonneurs Japon)と称する。以下、本会と略す。

第2条(本部)

本会の本部を神奈川県横浜市青葉区新石川1-32-16加藤 孝方に置く。

第2章 目的および事業

第3条(目的)

本会の目的は、日本国内において、自転車におけるランドネ(長距離走)を、レースとは異なる「BRM(以下ブルベと言う)」のもとに体系付けられたサイクリングイベントとして企画・実施し、その普及および定着を図るとともに、ブルベに興味をもつランドヌール相互の交流を通じ、日本における自転車文化の地位向上と発展を促進することにある。また、国際組織ランドヌール・モンドゥ(以下RMと略す)のもとに、パリ プレスト パリ・ランドヌール(以下PBPと略す)を始め諸外国のイベントへの参加を促進し、海外のランドヌールとの交流を通じて国際的な自転車文化の発展に貢献することも目的とする。

第4条(事業)

本会は、前条の目的達成のために以下の諸事業を行う。

- (1) オダックス・クラブ・パリジャン(以下ACPと略す)主導のもとで、ACPの公認を受けた日程とコースで走るブルベ・ド・ランドヌール・モンドゥ(BRM)
- (2) ACPの規定に準じて運営を行うが、ACPの公認は受けずに本会が独自の認定を与えるブルベ・ド・ランドヌール・ジャポン(BRJ)
- (3) 練習走行会
- (4) 国際組織ランドヌール・モンドゥ(以下RMと略す)への国際的協力
- (5) 会の活動のために必要な基金の徴収
- (6) その他目的達成に必要な事業

第3章 会員

第5条(会員)

本会は、本会の目的に賛同する満18歳以上の個人で、第10条の会費を納めた会員により構成される。
会員のみがBRMおよびBRJに参加することが出来る。

第6条(入会)

本会に入会しようとする者は、所定の入会申込み書に必要事項を記入し、本会に会費を添えて申し込まなければならない。

第7条(会員資格の喪失)

以下の各号の一に該当するに至った者は、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき

(2)本人が死亡したとき、または会員である団体が消滅したとき

第8条(退会)

会員は退会届を幹事会に提出することで任意に退会することが出来る。

第9条(拠出金品の不返還)

既納の会費、各事業の参加費およびその他の拠出金品は返還しない。

第4章 会費

第10条(会費)

会員は会費を納入しなければならない。会費は翌年度会員募集期間を除き、納入時期に関わらずその年の1月1日から12月31日までの期間分とする。未納の会員は、納入が幹事会で確認されるまで会の事業に参加することは出来ない。但し役員会で事情を認めた者はこの限りではない。

会費 年額 5,000円(保険料含む)

第5章 総会

第11条(種別)

総会は本会の最高議決機関である。総会は通常総会および臨時総会とする。

第12条(構成)

総会は会員をもって構成する。

第13条(開催)

1.通常総会は、毎年1回会計年度末までの3ヶ月以内を開く。

2.臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)会長が必要と認めたとき

(2)会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

第14条(招集)

総会は会長が招集する。会長は、第13条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第15条(議長)

総会の議長は会長が務める。必要あるときは、出席した会員の中から副議長を指名することができる。

第16条(議題の通知)

総会は開催日より2週間以前に議題を付し、総会の日時、場所、目的を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

第17条(審議事項)

総会は次の事項を審議する。

- (1) 重要な規定の制定と改廃
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 事業計画および収支予算
- (4) 役員の承認
- (5) その他、会長が必要と認めて付議した事項

第 18 条 (定足数)

総会は委任状を含め会員総数の 5 分の 1 以上の出席をもって成立する。

第 19 条 (議決)

総会における議決事項は、第 17 条の規定によってあらかじめ通知した事項とする。議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし会則の改正は第 35 条の定めるところによる。

第 20 条 (議決権等)

- 1 . 各会員の議決権は平等なるものとする。
- 2 . やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決を委任することができる。
- 3 . 前項の規定により議決した会員は、第 19 条の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 . 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 21 条 (議事録)

- 1 . 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時および場所
 - (2) 会員総数および出席者数 (議決委任者がある場合については、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 . 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 . 議事録は総会終了後 3 ヶ月以内に会員に通知されねばならない。

第 6 章 役員

第 22 条 (種別および定数)

本会に次の役員を置く。会長 1 名、副会長 2 名以内、主催者、幹事若干名、会計監査 2 名以内。

第 23 条 (会長)

会長は本会を代表し、幹事会において決定された方針に基づき会務を統理する。

第 24 条 (会長の任期)

会長の任期は 4 年とし、選出は P B P 終了毎に行う。

第 25 条 (会長の選出)

会長は、会員の郵便投票により会員の中の直近 4 年以内に BRM 主催を経験した者から選出する。

ただし、幹事会で事情を認めた者についてはこの限りでない。

選挙は会員名簿に基づいて行う。会員は 10 名以上の連名で推薦候補者を立てることができる。

第 26 条 (副会長)

副会長は会長が指名し、委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。

第 27 条 (役員会)

1. 役員会は、会長、副会長、主催者、幹事によって構成する。
2. 会長は毎年 1 回以上役員会を召集する。
3. 役員会の議長は会長が務める。
4. 役員会は、本会の運営に必要な事項を審議する。
5. 役員会は通常はメールで議論をする。
6. 役員会は本会の事業を正しく運営するための細則を取り決めることができる。

第 28 条 (主催者)

1. 主催者は各主催グループ代表とする。

第 29 条 (幹事の選出と幹事会ならびにその任務)

1. 幹事は役員会にて会員の中から選出され、会長が委嘱する。
2. 幹事は、本会事務を執行する。作業の分担は幹事会内で協議して定める。
3. 幹事会は会長が召集し、その議長は会長が務める。

第 30 条 (会計監査の選出)

会計監査は役員会にて会員の中から選出され、会長が委嘱する。

第 31 条 (会計監査の任務)

会計監査は本会の会計を監督し、決算を監査する。

第 32 条 (幹事および会計監査の任期)

1. 幹事および会計監査の任期は 2 年とし、再任は妨げないが原則として 3 期連続までとする。
2. 期の途中からの役員の任期は、その期の最後までとする。

第 33 条 (顧問)

会長は顧問を委嘱することができる。顧問は本会の運営に関して会長の諮問に応じ必要な助言を行う。

第 7 章 会則の改正

第 34 条 (会則改正の発議)

本会の会則を改正するために全会員の 1 割以上の会員、または役員の数分の 1 以上の人数によって改正案を総会に提案することができる。

第 35 条 (会則改正の成立)

改正案はあらかじめ全会員に通知され、会則の改正は総会出席の過半数の賛成によって成立する。

第 8 章 会計年度

第 36 条 (会計年度)

本会の会計年度は暦年通り毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

第9章 主催

第10章 グループ

第37条(主催グループ)

本会に、主催グループをおく。BRM、BRJおよび練習走行会の運営は主催グループが行う。主催グループは会員により構成される。

第38条(主催資格者)

主催グループには、直近4年以内に400km以上のBRMあるいはBRJで認定を受けた経験と本会の走行会の運営に参画した経験がある会員か、あるいは特別に役員会で認められた会員が少なくとも1名、主催資格者として含まれていなければ、走行会を運営してはならない。

第39条(規模)

主催グループの規模や地域は問わない。

第10章 走行会

第40条(BRM)

BRMは、RMの定める世界共通基準のBRMルールに従って運営される。ただし本会は日本国内の社会事情を考慮した細則を設けることができ、この細則も遵守して運営されなければならない。細則は役員会によってとりまとめられ、総会で承認を受けた上で施行される。

第41条(BRJ)

BRJは、BRMルールに準拠し本会が独自で定めたBRJルールに基づいて運営される。

第42条(練習走行会)

練習走行会は、主催グループが独自に定めたルールに基づいて運営される。

第11章 雑則

第43条(機密保持)

役員は、その職務上知り得た情報を正当な理由無くして、漏洩し、または盗用してはならない。ただし、特定の会員に係る事項で当該会員の同意が得られた場合はこの限りではない。

第44条(暫定処置)

1. 事業年度開始時に事業計画および収支予算が成立しなかった場合、それらが成立するまでの間、会長は幹事会の承認を経て、前年度の事業計画および予算収支に準じた事業計画および予算収支に基づき、会務を執行することができるものとする。

2. 上記の暫定処置は、新たに成立した事業計画による事業および予算の収入支出とする。

附則

本会則は2004年11月1日をもって施行される。

【細則】

1. 幹事の職務分担：幹事は事務局作業を分担し、会の運営にあたる。

作業分担は幹事会で必要に応じ定める。

2. 幹事会は必要に応じてオブザーバーをおくことができる。

3. BRM

BRMは、支部および地域クラブが主体となって地域ごとに実施する。次年度にBRMの開催を希望する支部および地域クラブは、毎年8月末日までに所定の様式に基づき、日程、距離およびコース案を役員会に提出する。開催については役員会において審議し、総会で承認を受ける。幹事会は承認を受けた走行会をまとめ、10月30日までにACPに申請する。

会員はBRMの参加に当たっては、参加費を指定の期日までに主催者に納入しなければならない。